

都城市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、自主防災体制の充実強化を図るため、災害の防止及び災害による被害の軽減を目的として組織された防災組織（以下「自主防災組織」という。）に対して予算に定める範囲において補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、自治公民館又はこれに相当する団体を単位として組織された自主防災組織とする。ただし、2以上の自治公民館又はこれに相当する団体が共同で組織するものについては、これを1の自主防災組織とみなす。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、別表第1に掲げる資機材等の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとするときは、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添え、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（防災・減災資機材購入計画書、防災訓練用消耗品購入計画書）
- (2) 収支予算書
- (3) 規約（新規結成時のみ）

(補助金の交付条件)

第6条 補助事業者等は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後、5年間保存しなければならない。

(補助金申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による期日は、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して20日以内とする。ただし、当該期限日が都城市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第9条第1項ただし書きの規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる要件を満たす場合とする。

- (1) 事業内容に影響がなく、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の30パーセント以内の減があるもの
- (2) 第10条の規定による実績報告に基づく30パーセント以内の補助金の額の減額があるもの

(補助金の支払方法)

第9条 補助金の支払方法は、概算払とすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添え、事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに実績報告をしなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算書
- (3) 導入した資機材等の写真又は訓練写真

(財産の処分の制限)

第11条 規則第19条第1項第2号及び第3号の規定により市長が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上のものとし、同項ただし書の規定により市長が定める期間は、それぞれの財産の種類について総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日付け総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定められた期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の都城市自主防災組織補助金交付要綱（平成8年度）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成19年9月4日改正）

この要綱は、平成19年9月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月30日改正）

この要綱は、平成19年11月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月25日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火）、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救助ロープ、油圧式救助器具、除雪機、活動服一式（難燃）、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水気、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、組立式シャワー、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材
訓練用消耗品	木材、燃料などの消耗品、炊き出し用食材等

別表第 2（第 4 条関係）

補助金の種類	新規結成に伴う資機材の購入補助	既存組織の防災・減災資機材の購入補助	訓練実施に要する消耗品の購入補助
補助対象経費	別表第 1 に掲げる初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材、訓練用資機材の購入に係る経費	別表第 1 に掲げる初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材、訓練用資機材の購入に係る経費	別表第 1 に掲げる訓練用消耗品の購入に係る経費
補助金額	予算に定める額の範囲内	補助対象経費の 3 分の 2 ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。	補助対象経費の 3 分の 2 ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
補助限度額	3 0 万円	2 0 万円	1 0 万円